

機能強化計画の要約

1. 基本方針

「地域の皆様とともに、地域社会の発展に寄与したい。」当金庫が長期的に発展していくためには、信用金庫経営の原点に戻って、会員のみならず並びにお取引先のみならず方との信頼関係をより強く結び合い、地域社会と共存共栄を図ることが絶対条件であると考えております。

長期にわたる不況によって疲弊した地域経済社会の再生・活性化を図るためには、①中小企業の総合センター機能の発揮、②地域住民の生活情報センター機能の発揮、③福祉・環境を大切にする地域金融機関の実現、等が私たちにとって不可欠であり、その実現のため強い危機感をもって顧客指向型経営に取り組む所存でございます。

また、当金庫の健全性の向上は、会員並びにお取引先のみならず方に対する地域金融機関としての責務でございますので、リスク管理の徹底、収益力の強化並びに経営の透明性向上を実現し、「地域になくてはならない金融機関」の称号獲得を目指しております。

2. アクションプログラムに基づく個別項目の計画

項目	現状	具体的な取組み	スケジュール		備考 (計画の詳細)
			15年度	16年度	
I. 中小企業金融の再生に向けた取組み					
1. 創業・新事業支援機能等の強化					
(1)業種別担当者の配置等融資審査態勢の強化	基幹産業である紙関連業種に強い人材の育成については、豊富な情報の収集や、財務諸表を活用したOJTを通じ育成を図っている。ただ、事業計画や当該業界の動向、将来性や競争力等を主体とした審査態勢は脆弱であり強化が必要である。	・営業店でのOJT教育の強化。 ・本部と営業店との事前協議を活用した審査能力の向上。 ・全信協等の「目利き講座」等の研修受講。	・通信講座「目利き講座」「企業分析講座」の受講。 ・全信協等の「目利き講座」研修の受講。 ・営業店職員を対象に、「目利き講座」受講者等による勉強会の実施。	・全信協等の「目利き講座」研修の受講。 ・営業店職員を対象に、「目利き講座」受講者等による勉強会の実施。	
(2)企業の将来性や技術力を的確に評価できる人材の育成を目的とした研修の実施					3.その他関連する取組みに記載
(3)産学官とのネットワークの構築・活用や日本政策投資銀行との連携。「産業クラスターサポート会議」への参画	日本政策投資銀行とは同行と業務協力関係にある信金中金を通じた活用の仕組みが出来ている。「産業クラスターサポート会議」には、四国地区信用金庫協会が参加している。	・四国地区信用金庫協会からの情報収集。 ・信金中金を通じた日本政策投資銀行との連携強化。	・日本政策投資銀行セミナーへの参加。 ・四国テクノブリッジ計画の内容等の研究。	・日本政策投資銀行セミナーへの参加。 ・四国テクノブリッジ計画の内容等の研究。	
(4)ベンチャー企業向け業務に係る、日本政策投資銀行、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫等との情報共有、協調融資等連携強化	地区内のベンチャー企業は極めて少ないことから、育成支援の実績はない。	・ベンチャー企業情報の収集。 ・信金中金を介した信金キャピタル(株)からの情報収集や日本政策投資銀行との連携強化。	・ベンチャー企業情報の収集。 ・日本政策投資銀行セミナーへの参加。	・ベンチャー企業情報の収集。	
(5)中小企業支援センターの活用	西条市に「西条中小企業支援センター」があるが、遠隔地であり、当地区での認知度が低く活用していない。	・「西条中小企業支援センター」の具体的な活用方法の検討 ・創業・新事業計画先の情報の収集。	・「西条中小企業支援センター」の具体的な活用方法の検討。	・「西条中小企業支援センター」の具体的な活用方法の再検討。	
2. 取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化					
(1)経営情報やビジネス・マッチング情報を提供する仕組みの整備	(株)ベンチャーリンクと提携し、経営情報やビジネスマッチング情報を提供しているが、今後一層この機能を活用した営業支援強化が必要である	・職員に、この機能を十分理解させ、経営情報等を提供できる説明態勢を強化する。 ・「西条中小企業支援センター」の活用方法の検討。	・渉外職員を対象に「ビジネスクラブ」の機能についての勉強会の実施。 ・「西条中小企業支援センター」の活用方法の検討。	・渉外職員を対象に「ビジネスクラブ」の機能についての勉強会の実施。 ・「西条中小企業支援センター」の活用方法の検討。	

	(3) 要注意先債権等の健全債権化及び不良債権の新規発生防止のための体制整備強化並びに実績公表	経営改善に取り組むための体制整備が整っておらず、要注意債権等の健全債権化や不良債権の新規発生防止のための体制整備が必要である。	善プロジェクトチーム」を配置する。 ・債務者企業の選定、支援方策の検討。 ・審査担当者の研修参加。	・「企業再生支援講座」研修への参加。 ・「経営改善プロジェクトチーム」の新設 ・債務者企業の選定、支援方策の検討。	・債務者企業の追加選定、具体的改善支援等の拡充。	
	(4) 中小企業支援スキルの向上を目的とした研修の実施					3.その他関連する取組みに記載
3. 早期事業再生に向けた積極的取組み						
	(6) 中小企業再生支援協議会への協力とその機能の活用	中小企業再生支援協議会は、設立後まもないことから、当金庫での活用事例はない。	・中小企業再生支援協議会に関する事項を営業店に周知する。 ・機能を活用できる先があれば、積極的に活用する	・中小企業再生支援協議会からの情報収集。 ・同協議会に関する事項を営業店に周知。	・中小企業再生支援協議会からの情報収集。	
	(7) 企業再生支援に関する人材(ターンアラウンド・スペシャリスト)の育成を目的とした研修の実施					3.その他関連する取組みに記載
4. 新しい中小企業金融への取組みの強化						
	(1) ローレビューの徹底、財務制限条項やスコアリングモデルの活用等。第三者保証の利用のあり方	キャッシュフローを最重視した審査をしているが、融資後の事後モニタリングの実施により、担保・保証に過度に依存しない融資の促進が必要と認識している。スコアリングモデルは今後の検討課題とし、財務制限条項については中小零細企業に馴染まないことから活用しない。	・「目利き研修」の実施。 ・担保、第三者保証人に過度に依存しない融資商品の検討。 ・事後モニタリングに重点をおいた顧客管理態勢の整備。	・通信講座「目利き力講座」の受講。 ・全信協等の「目利き講座」研修の受講。 ・営業店職員を対象に勉強会の実施。 ・担保・第三者保証人に過度に依存しない融資商品の検討。	・担保・第三者保証人に過度に依存しない融資商品の検討。 ・事後モニタリングに重点をおいた顧客管理態勢の整備。 ・営業店職員を対象に勉強会の実施。	
	(3) 証券化等の取組み	売掛債権担保融資制度の活用を勧められているが、ニーズが低く取扱いの実績はない。	・「売掛債権担保融資制度」を顧客に周知し、その活用を促める。	・「売掛債権担保融資制度」の顧客への周知。 ・融資情報の収集。	・「売掛債権担保融資制度」の顧客への周知。 ・融資情報の収集。	
	(5) 信用リスクデータベースの整備・充実及びその活用	信用格付システムを導入しているが、現在試行期間として運用している。信用格付にに応じた金利体系は未整備の状況。倒産確率算出は業界システムセンターが16年度中に対応予定であり、活用を検討する。	・信用格付による債務者区分と自己査定による債務者区分との整合性の研究。 ・信用格付を反映した金利設定と運用方法の研究。 ・貸出資産のポートフォリオの分析、モニタリング手法の研究。	・貸出資産のポートフォリオの分析、モニタリング手法の研究とその機能を活用したリスク管理の研究。	・貸出資産のポートフォリオについて分析、モニタリング手法を活用したリスク管理態勢の整備。 ・信用格付による債務者区分と自己査定による債務者区分との整合性の研究。 ・信用格付を反映した金利設定と運用方法の研究。	
5. 顧客への説明態勢の整備、相談・苦情処理機能の強化						
	(1) 銀行法等に義務付けられた、貸付契約、保証契約の内容等重要事項に関する債務者への説明態勢の整備	貸付契約、保証契約における重要事項の説明態勢は、不十分なものと認識している。	事務ガイドラインを踏まえ、庫内規則を作成し、顧客への説明態勢の整備を図る	・庫内規則の作成。 ・職員を対象とした研修の実施。	・庫内規則に基づき説明態勢業務の実施。	
	(2) 「地域金融円滑化会議」の設置・開催	平成15年6月開催の「地域金融円滑化会議」に参加し、会議の内容を部店長会議で報告した。	「地域金融円滑化会議」での事例を業務に活用させていく。	・「地域金融円滑化会議」に参加。	・「地域金融円滑化会議」に参加。	
	(3) 相談・苦情処理体制の強化	顧客からの相談・苦情処理体制については、「苦情処理要領」により、対応している。	コンプライアンス担当者会議において周知徹底する。	・コンプライアンス担当者会議において周知徹底する。	・コンプライアンス担当者会議において周知徹底する。	

6. 進捗状況の公表					
		平成15年度上期分の公表に向けて、準備を進める。	平成15年度から、半期毎に公表する。	・平成15年度上期分を公表。	・平成15年度下期分を公表。 ・平成16年度上期分を公表。
II. 各金融機関の健全性の確保、収益性の向上等に向けた取組み					
1. 資産査定、信用リスク管理の強化					
(1)①適切な自己査定及び償却・引当の実施		より、正確な自己査定と適切な償却引当の実施が必要であると認識している。	・営業店担当者研修の実施。 ・自己査定基準等の見直しの検討。	・営業店担当者研修の実施。 ・自己査定基準等の見直しの検討。	・自己査定基準等の見直しの検討。
(1)②担保評価方法の合理性、処分実績からみた評価精度に係る厳正な検		直近2年間での任意売却による処分実績価格は、不動産担保評価基準による処分可能見込額を上回っているが、競売価格は処分可能見込額を下回っている状況である。	担保の処分事例の蓄積により評価精度を検証し、将来的に精度の高い評価基準を確立する。	・営業店からの処分事例の報告体制の整備。 ・本部による処分事例の蓄積。	・本部による処分事例の蓄積。
(1)③金融再生法開示債権の保全状況の開示		15年7月に作成したディスクロージャー誌で開示している。	今後もディスクロージャー誌等で半期開示を実施する。	・ディスクロージャー誌等で半期毎に開示。	・ディスクロージャー誌等で半期毎に開示
2. 収益管理態勢の整備と収益力の向上					
(2)信用リスクデータの蓄積、債務者区分と整合的な内部格付制度の構築、金利設定のための内部基準の整備等		信用格付システムを導入しているが、自己査定の債務者区分とリンクできておらず、信用格付に応じた金利体系が未整備となっている。	・信用格付制度の確立。 ・信用格付と自己査定の債務者区分の整合性の研究。	・信用格付制度の整備を検討。	・信用格付制度の整備。 ・信用格付と自己査定の債務者区分の整合性の研究。
(3)事務のアウトソーシング、リストラ等により生じた余剰資産の有効活用、システム関連等の従属業務を営む子会社の共同設立等					
3. ガバナンスの強化					
(2)①半期開示の実施		平成14年度上期から半期開示を実施している。	平成15年度以降も半期開示を実施する。	・ディスクロージャー誌等で半期毎に開示。	・ディスクロージャー誌等で半期毎に開示。
(2)②外部監査の実施対象の拡大等		外部監査は実施していない。	平成15年度中に監査法人による外部監査の実施を検討。	・外部監査の実施。	・外部監査の実施。
(2)③総代の選考基準や選考手続きの透明化、会員・組合員の意見を反映させる仕組み等の整備		総代の氏名については開示しており、定款や総代選任規定により透明性のある方法で選任している。	全信協が策定する、総代会機能向上策を踏まえ、対応策を検討する。	・全信協の策定事例を基に、総代会機能向上策を検討。	・会員と意見交換できる仕組みを検討。
(2)④中央機関が充実を図る個別金融機関に対する経営モニタリング機能等の活用方針		信金中金から提供される決算分析データ等を活用しているが、経営モニタリングや経営相談機能については十分な活用をしていない。	信金中金が分析した決算データ等の有効活用や経営相談機能の活用を検討する。	・有価証券ポートフォリオ分析実施の検討。	ポートフォリオ分析実施の検討。・経営モニタリングや経営相談機能の活用を検討。
(3)経営(マネジメント)の質の向上に向けた取組み					
4. 地域貢献に関する情報開示等					
(1)地域貢献に関する情報開示		各種スポーツ大会の開催や、地域行事への参加による地域貢献活動を実施している。	用金庫協会から示された開示方針を踏まえ、当金庫の地域貢献活動が一目で分かるような情報開示に取組む。	・平成15年度の半期開示時に公表。 ・地域貢献活動の内容の充実・見直し。 ・開示項目や説明方法の検討。	・ディスクロージャー誌等で開示。

3. その他関連する取組み

項目	具体的な取組み
I-1-(2)企業の将来性や技術力を的確に評価できる人材の育成を目的とした研修の実施	支店長、次席者を中心に通信研修「創業・新事業支援<目利き>講座」の受講をさせる。支店長、次席者を四信協主催の「目利き講座」に参加させる。また、全信協主催の「目利き講座」にも次席クラスの者を参加させる。研修参加者には、営業店職員を対象とした勉強会を実施させる。
I-2-(4)中小企業支援スキルの向上を目的とした研修の実施	次席者クラスに全信協主催の「企業再生支援講座」の受講や支店長、次席者クラスに四信協主催の「企業再生支援講座」を受講させる。支店長、次席者を中心に通信研修「創業・新事業支援<目利き>講座」の受講をさせる。支店長、次席者を四信協主催の「目利き講座」に参加させる。また、全信協主催の「目利き講座」にも次席クラスの者を参加させる。研修参加者には、営業店職員を対象とした勉強会を実施させる。
I-3-(7)企業再生支援に関する人材(ターンアラウンド・スペシャリスト)の育成を目的とした研修の実施	次席者クラスに全信協主催の「企業再生支援講座」の受講や支店長、次席者クラスに四信協主催の「企業再生支援講座」を受講させる。研修受講者には、営業店職員を対象とした勉強会を実施させる。
5. 法令遵守(コンプライアンス) 行員による横領事件等、金融機関と顧客等とのリレーションシップに基づく信頼関係を阻害するおそれがある問題の発生防止	「コンプライアンス規定」および「不祥事件の取扱いに関する規定」において、(未然防止、発見、報告、対応策)等を明記しており、役職員は他の役職員がコンプライアンス態勢に反する行為や恐れがあると判断した場合は、コンプライアンス担当者や総務部長に相談・報告することとしている。また、仮に事件が発生・発覚した場合は、「不祥事件の取扱いに関する規定」に基づき、適切に対応することとしている。顧客等からの苦情については、「苦情処理要領」により、他への波及等を防止し、その影響を最小限に抑えることとしている。役職員は、当金庫の社会的使命と公共性を自覚し、責任ある業務運営や金庫経営を行うための、リスク管理重視の風土を醸成し、コンプライアンス態勢を確立する。